

平成26年第9回茂原市教育委員会会議（8月定例会）日程

8月21日（木）15：00～

於：茂原市役所9階会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市指定文化財の指定について

（報告事項）

- 1 平成26年第10回（9月定例会）、平成26年第11回（10月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について
- 3 平成26年度9月補正予算要求について
- 4 その他

4 閉会宣言

5 協議事項

★(会議結果) 議決事項について、議案第1号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

平成26年第9回（定例会）

- 1 期日 平成26年8月21日（木）
開会 午後3時00分
閉会 午後4時13分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
委員長 足立 俊夫
委員長職務代理者 鎌田 俊郎
委員 齋藤 晟
委員 鈴木 一代
教育長 古谷 一雄
- 4 出席職員
教育部長 鈴木 健一
教育部次長（教育総務課長） 藤乗 裕喜
学校教育課長 宮本 昌典
生涯学習課長 高中 正典
体育課長 大和久義照
中央公民館長 白井 守
美術館・郷土資料館長 津田 芳男
教育総務課長補佐 中村 一之
教育総務課主事 松本 卓也
- 5 署名人の指定
委員 古谷 一雄
委員 鎌田 俊郎

- 足立委員長 : 平成26年第9回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。
本日の出席人数は5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。
本日の会議録署名人は、鎌田委員と古谷教育長にお願いいたします。
これより会議事項に入ります。
本日は、議案が1件となっております。
- 鈴木教育部長 : 議案第1号「茂原市指定文化財の指定について」の説明をお願いします。
議案第1号「茂原市指定文化財の指定について」をご説明いたします。
3月27日に開催されました平成26年第4回教育委員会会議におきまして、藻原寺大堂の大絵馬「韓信の股潜り」の茂原市文化財指定の諮問について承認を得たところでございます。
これを受けまして6月16日に開催されました平成26年度第1回文化財審議会において審議しましたところ茂原市指定文化財として指定することに異議はないとの答申を得ましたので、茂原市指定文化財、有形文化財として指定しようとするものです。
- 足立委員長 : それでは、議案第1号につきまして質疑をお願いします。
齋藤委員 : これは有形の文化財なんですけれども、天然記念物というのがあります。例えば、私が知っているものと、渋谷の大きなモミジも天然記念

- 物に指定されましたけれども、あれには何か基準があるんですか。
- 藤乗教育部次長 : 渋谷の大モミジというくらいですから、普通のモミジに比べて遥かに立派であるということがまず挙げられると思います。後は大樫とかですね。やはり稀に見るような立派なもの、あるいは古さということが挙げられるかと思えます。生き物につきましては、ミヤコタナゴがございまして、ヒメハルゼミ発生地、あれは山全体が多彩な植物形態を維持しているということも含めまして、ヒメハルゼミを採取して、学会に発表した謂われということで、千葉に産するという意味のチベンシス (chibensis) という学名がついております。そういったようなことから、ヒメハルゼミ自体が記念物になったところは茂原市ではございませんが、他の市町村に行きますと、セミ自体を市町村の記念物に挙げているところもございまして。
- 齋藤委員 : 私が知っている神社仏閣で大きな樺の木があるんですが、これは市の天然記念物にならないかと言われたことがありましたので。
- 鈴木教育部長 : 基準というようなものは無いと思います。今回もそうですが指定文化財にするためには、文化財審議会へ諮問をして文化財審議員さんが調査等をして、文化財として指定するに値するということが確認できると答申という形で文化財として適格であるということをお願いして指定するという形。逆に鶴枝の方で木が枯れて、指定していたものが枯れてしまって解除したということもありました。そういう面では、その木がそれに値するかどうか、また市の指定文化財にしたものが県の指定になるときは、市の指定文化財の指定を受けているものから県は選んでいきますので、国は県が指定しているものの中から国の文化財を選んでいくという流れになっていますので、それだけ上に行けばいくほど希少価値は高いという解釈で良いと思います。
- 齋藤委員 : 人によって価値観というのはだいぶ違いますけれどもね。審議員の皆さんが認めればいいということですね。
- 鈴木委員 : 「市内に現存する絵馬の中でも数少なく貴重なものである」とありますが、文化財に値するかどうかについて、どういう順序で申請されるのか教えてください。
- 鈴木教育部長 : 絵馬につきましては、現在の文化財審議員ではないんですが、市内の神社仏閣にある絵馬だとか奉納されたものを全調査したことがあります。どこにどのようなものがあるかということと、文化財として価値があるものがないかどうかということ調べて、結構盗難等で盗られてしまっているものもあります。鍵を掛けてある神社仏閣も結構あります。無人のところもあります。全部外から見て、確認して、調査が必要だということは全部お寺とか神社の関係者を呼んで開けてもらって、1点ずつ調査して、その中でこのような形で上がって来ているという解釈で間違いないと思います。
- 藤乗教育部次長 : 補足させていただきます。今、部長が申し上げたとおり、前に教育委員会生涯学習課で調査して、私はその時係長をしていましたので、経緯を承知しておるんですが、今現在、文化財審議会委員をやっている齋藤望先生という今、幕総の先生なんですが当時は茂原高校にいらっしまして、時間的にもある程度融通が利いたような状況で、他の文化財審議会の先生も熱心に市内の神社を中心に現地に出向きまして、1点1点見学させていただきました。
- 鈴木委員 : 今回、藻原寺さんの方から指定してもらいたいという要望があったために教育委員会が文化財審議会に諮問をしました。所有者の同意を得られなければ、指定文化財の方へ指定することができませんので、あくまでも所有者のご意向に沿って教育委員会は文化財審議会に諮問して、答申をいただいて新たに教育委員会が指定するという手続きになっています。
- 鈴木委員 : 地域がこれはすごく貴重なものだと把握していればいいんですが、把握していない地域からは申請が上がってこないことになりますよね。
- 鈴木教育部長 : そういうことを防ぐという意味で、市の方で宗教法人を全部まとめた名簿のようなものがあるんですが、それで全部確認をした経緯がございまして。貴重なものはピックアップしてあって、地元の方にも大切にしてください

- とそういうことはやった記憶がございます。
- 鎌田委員 : 市の指定文化財というのは、どのくらいの数があるんですか。
- 高中生涯学習課長 : 現在、44指定文化財がございます。今回これが承認されれば、45番目ということになります。
- 齋藤委員 : 指定されると何か特典があるんですか。
- 鈴木教育部長 : 管理謝礼として年間5千円が支払われております。
- 古谷教育長 : 今、特典が挙げられましたけれども、指定されたために制限されるというものがありますか。
- 津田美術館・郷土資料館長 : まず、文化財に指定されますと、現状を変えるときに許可が必要になります。厳密に言えば、天然記念物・大椎など指定されたものがありますが、例えば枝がどこかの屋根に掛かって迷惑だという時、普通ですと切ってしまうますが、その場合変更していいか許可を得ないと変更は出来ないなどそのような制限が若干ございます。その代わり、管理謝礼だけでなく、市にしても県にしても修理するときには協力をするとか、固定資産ですと減税措置ですとか免税措置があるものもございます。あとは、勝手に処分しては当然いけません。
- 足立委員長 : 指定文化財と登録文化財について説明していただけますか。
- 藤乗教育部次長 : 指定文化財と登録文化財、国の登録有形文化財という制度は割と新しい制度なんですけど、こちらは建物につきまして、茂原市では茂原牡丹園さんの母屋と長屋門の2棟、それから茂原昇天教会さんの建物、この3棟が登録有形文化財に登録されています。こちらの方が指定文化財に比べますと縛りが緩いということで、資産税等の減免措置は同じようにあるんですが、旅館やりながらあるいは喫茶店やりながら、開業しながらその建物を使えて、指定文化財に比べますと改修するにあたって少し緩やかなところがあると聞いています。
- 足立委員長 : 昌平町の菱太商店さんは非常に素晴らしい建物で、あれは残してあげたい。
- 津田美術館・郷土資料館長 : 登録文化財でしたら条件としては、築70年位を過ぎた建物でしたら条件としては当てはまります。あちらの建物でしたら当然、条件は(満たしている)。保存もいいと思います。
- 鈴木教育部長 : ただ、登録しますと制限がかかります。現況のまま出来るだけ長く良い状態で保つように修理や修繕をしていかないといけない義務が出てきてしまうので、結構大変です。
- 足立委員長 : この件について他にご質問ご意見ございますか。
- 各委員 : 他に無いようですので、議案第1号について採決に入ります。
- 足立委員長 : 議案第1号について、原案通り可決することにご異議はございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 足立委員長 : それでは、議案第1号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。
- 藤乗教育部次長 : 続きまして、報告事項に入ります。報告事項の1「平成26年第10回(9月定例会)、平成26年第11回(10月定例会)茂原市教育委員会会議の日程について」の説明をお願いいたします。
- 足立委員長 : 9月の教育委員会会議でございますが、9月25日(木)15時から市役所庁舎9階の会議室で、また10月につきましても、30日(木)15時から市役所庁舎9階の会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。
- 足立委員長 : 日程についてですが、ご都合はいかがでしょうか。
- 各委員 : 結構です。
- 足立委員長 : それでは、9月は25日(木)、10月は30日(木)の15時からこちらの会議室でということで決定させていただきます。
- 藤乗教育部次長 : 続きまして、報告事項の2「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」のご説明をお願いします。
- 足立委員長 : 7月の定例会において改正の概要を説明させていただきましたが、今回は文部科学省から通知が千葉県教育委員会を經由して送付がありました。内容としては、今後の運用等についての留意事項が記載されておりますが、

だいぶボリュームがありますので、本日はその中から改正のポイントでございませ総合教育会議について、その概要を説明させていただきます。

資料の9ページをご覧ください。

- (1) 会議の設置、構成員等については、
 - ① 地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものとしたこと。(法第1条の4第1項)
 - ② 総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成することとしたこと。(法第1条の4第2項)
 - ③ 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集することとしたこと。また、教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができることとしたこと。(法第1条の4第3項及び第4項)
- (2) 会議における協議事項、協議・調整事項については、

総合教育会議においては、(1)大綱の策定に関する協議、(2)教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、及び(3)児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行うこととしたこと。(法第1条の4第1項)
- (3) は省略させていただきます。
- (4) 会議の公開と議事録の作成及び公表については
 - ① 総合教育会議は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときを除き、公開することとしたこと。(法第1条の4第6項)
 - ② 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないこととしたこと。(法第1条の4第7項)
- (5) その他につきましても省略させていただきます。

次に、総合教育会議を行うにあたっての留意事項につきまして、ご説明申し上げます。

- (1) 会議の位置付けと構成員については、
 - ① 総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）上の附属機関には当たらないものであること。
 - ② 地方公共団体の長及び教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行することとなること。
 - ③ 総合教育会議の構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会であり、教育委員会からは、教育長及び全ての委員が出席することが基本と考えられるが、緊急の場合には、地方公共団体の長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能であること。
 - ④ 緊急の場合に、教育委員会から教育長のみが出席する場合には、事前に対応の方向性について教育委員会の意思決定がなされている場合や教育長に対応を一任している場合には、その範囲内で、教育長は調整や決定を行うことが可能であると考えられるが、そうではない場合には、総合教育会議においては一旦態度を保留し、教育委員会において再度検討した上で、改めて地方公共団体の長と協議・調整を行うことが必要であること。
- (2) 会議における協議事項、協議・調整事項
 - ① 法第1条の4第1項における「調整」とは、教育委員会の権限に属す

る事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ることを意味し、「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味するものであること。

- ② 総合教育会議は、地方公共団体の長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するという趣旨で設置するものではないこと。
- ③ 総合教育会議においては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではないこと。
- ④ 一方、教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、予算等の地方公共団体の長の権限に関わらない事項であり、調整の対象にはならないものの、協議することは考えられるものであること。
- ⑤ 総合教育会議において、協議し、調整する対象とすべきかどうかは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断すべきものであり、少しでも経常費を支出していれば、日常の学校運営に関する些細なことまで総合教育会議において協議・調整できるという趣旨ではないこと。

(3) 会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例

- ① 法第1条の4第1項第1号に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられること。
 - ・学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
 - ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項
- ② 法第1条の4第1項第2号における「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられること。
 - ・いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
 - ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
- ③ また、法第1条の4第1項第2号における「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態であり、例えば、以下のようなものが考えられること。
 - ・災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
 - ・災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合
 - ・犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合
 - ・いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の重大事態の場合

(4) 協議・調整した結果の尊重義務

総合教育会議において調整が行われた場合とは、地方公共団体の長及び教育委員会が合意した場合であり、双方が合意をした事項については、互いにその結果を尊重しなければならないものであること。なお、調整のついていない事項の執行については法第21条（現行法第23条）及び法第22条（現行法第24条）に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長それぞれが判断するものであること。

(5) 会議の公開と議事録の作成及び公表については、時間の都合で省略させていただきます。

(6) その他

①会議の招集

総合教育会議は、地方公共団体の長が招集するものであるが、教育委員会の側から総合教育会議の招集を求めることも可能であり、教職員定数の確保、教材費や学校図書費の充実、ICT環境の整備、就学援助の充実、学校への専門人材や支援員の配置等、政策の実現に予算等の権限を有する地方公共団体の長との調整が特に必要となる場合には、教育委員会の側からも積極的に総合教育会議の招集を求めることができるものであること。

②会議の事務局

総合教育会議の運営にあたり必要となる、開催日時や場所の決定、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整、議事録の作成及び公表等の事務は、地方公共団体の長が総合教育会議を設け、招集するとしていることに鑑み、地方公共団体の長の部局で行うことが原則であること。なお、地方自治法の規定に基づき、各地方公共団体の実情に応じて、総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任又は補助執行させることが可能であること。

以下、申し訳ありませんが時間の都合で省略させていただきます。

それと昨日、教育総務課の補佐が文科省の説明会に行ったばかりですし、また来月になりますと県の方の説明会もごさいますので、また新しい情報が入った段階でご説明したいと思います。

- 足立委員長 : ご質問ございますか。
- 齋藤委員 : 釈然としないところがたくさんあります。もっと時間をかけて話す必要があると思います。
- 鎌田職務代理 : 総合教育会議はいつからやるんですか。
- 中村課長補佐 : 来年度4月以降。いつやるか等は自治体に任されています。
- 鎌田職務代理 : 教育長の任期がある内は、それは無しですよ。
- 鈴木教育部長 : この改正自体が27年4月1日以降施行されますので、運営は始まりませんが、附則の中で今言われた新教育長の問題については、当分の間はこういうふうにやりますと述べることによって、現行制度が生きて、委員長も残っていくという話になります。
- 基本的には、総合教育会議というものは来年の4月1日以降であれば、やろうと思えば会議は開けるんですが、現実問題として4月1日に開くのは難しいと思いますが、そここのところは教育委員と市長との調整をした流れの中で、協議をする内容があって、やりましょうという話になればいつでも開けます。
- 鎌田職務代理 : 新教育長ではなくて、委員長も旧教育長もいる中で市長も入れてやるという話ですか。
- 足立委員長 : そうですね。それで、その総合教育会議の場は教育委員会より上という感じだから、一番の責任を取るの首長という形になるわけですね。
- 齋藤委員 : それも確かに資料に書いてあります。2ページなんですけど、2の留意事項の後ろの方に、教育行政の第一義的な責任者、これが教育長になりますよね。第一義的ですよ。ということは、最終的な責任者は首長ですよ。
- 中村課長補佐 : 執行機関としての教育委員会というのは、これまでと同じ権限を持っています。首長に関しても、予算の執行権とか権限は基本的には変わらない。ですから、教育委員行政の責任者は新教育長あるいは今の時点では教育委員長ということで、そこは変わらないです。
- 総合教育会議の場は、決定する場ではなく方針を協議する場ですので、それを決めるのはあくまでも教育委員会です。
- 鈴木教育部長 : 総合教育会議で決まったことで教育委員会が合意しなければという話があったじゃないですか。そういうフェジーな部分の運用なんです。ですから、総合教育会議でこう決まったからこれを全て実施するというような縛

りではないんです。総合教育会議で首長の方からこういうようにした方がいいと話があって、教育委員会としてはそれに納得できないと、例えば学力テストの結果を首長が全て公開するよう総合教育会議で決定したとしても、教育委員会はそれは今やるのは適切でないと判断したのなら公開しないという話なんです。ですから、言ってることが右に行ったり左に行ったりしてしまうので、そのところをご理解いただかないと今後もこのままずっといけるのかどうかという問題も出てくると思いますので、当然改正のまた改正ということも考えられます。とりあえず現状は、4月1日はこういう形でスタートしますという話です。

- 齋藤委員 : そうしますと13ページに極論が出ますよね。国の関与について。留意事項ですが、国の関与を強化しようとするものではなくと書いてあるんです。ところが、本音は違うんですよ。本音は改正の概要には出ていますが、指示することができるんですよ。だから今言ったように本当にファジーで、受け取る側が余程しっかりしていないと難しいですよ。
- 足立委員長 : この間、齋藤委員がおっしゃったレイマンコントロールのところは、十分残してくれている。
- 齋藤委員 : 要するに対等で一緒になるということ。それが一番大切ですよ。
- 足立委員長 : 今読まなかったところなんですけど、委員の責任というところも、本来改正後においては新教育長が責任を取る形になると思うんですけど、教育長及び教育委員会事務局はチェックを受けないといけないと言ってるわけだから、ごちゃ混ぜになっている。
- 鎌田職務代理 : 2ページの(1)のところ、新「教育長」は教育委員会の構成員であるが、委員ではないこととあるが、これの意味するところはどのようなことなんですか。
- 古谷教育長 : 今の教育長というのは、首長が教育委員として任命をする。その後、この5人の中で互選で教育長を選んでなるということですが、新教育長というのは、首長が教育長を指名し議会にかけるわけですから、教育長として議会にかける、最初から教育長として決まっている。それで、教育長ではない方は委員として議会にかける。ですから、市長が教育長を選ぶというのが新しい形です。従来は、市長は教育委員を選んでいたということ。似ているんですけど、実際には違ってくると思います。
- 齋藤委員 : 今現在教育長は公務員ですよ。今度は公務員ではなくなるんですか。地方公務員法は適用されないって書いてあるじゃないですか。
- 中村課長補佐 : 公務員は、特別職と一般職があります。今までは一般職で身分であったのが、今度は教育長として特別職としての公務員になります。
- 齋藤委員 : 特別職としての公務員ですね。地方公務員法が適用されないってのはどういうことですか。
- 古谷教育長 : 私の場合は、一般の市役所職員と同じ条件で勤めるわけです。例えば、勤務時間も決まっているし、出勤時間や退庁時間も決まっています。そういうサービスは、一般の職員と同じです。市長などは、早く帰ってもいいし、遅く帰ってもいいんです。教育長の場合は、勤務時間が決まっています。
- 鎌田職務代理 : 教育委員の任期は4年だと思うんですが、そうじゃないようなことが書いてありますね。
- 足立委員長 : 新教育長は3年。
- 鈴木教育部長 : 教育委員の任期は4年なんですけど、新教育長は3年という任期で、市長の任期が4年ありますので、市長の任期中に1回は教育長を指名することができるような制度にしてあると書いてあります。
- 中村課長補佐 : 委員の任期は途中で辞任をしたことなどで、元々は毎年それぞれの委員の任期を迎えるようになっていたものが、ズレてきているところがあります。ですからこの際にそれを修正できるということなんです。
- 古谷教育長 : ただ、茂原の場合には、皆さん1年ずつ変わっていますので、全く問題ないです。
- 鎌田職務代理 : 14ページの(4)に、委員の任期は1年以上4年以内でと書いてあるんですよ。1年以上4年以内ということは、4年と決まってないということですか。

- 古谷教育長 : 4年は決まっているんですが、1年で2人辞めてしまう教育委員会があるとすれば、そのうちの1人は調整するために3年とか2年にするという事です。
- 足立委員長 : 要は、最初の出だしのことじゃないですか。施行の日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、1年以上4年以内。
よろしいでしょうか。次に報告事項の3「平成26年度9月補正予算要求について」のご説明をお願いします。
- 藤乗教育部次長 : 次に、報告事項3の「平成26年度9月補正要求案件」についてご報告申し上げます。先日資料を配布させていただいておりますが、まだ議会にも上程しておりませんので、この資料につきましては、会議終了後回収させていただきますのでご理解をよろしく願いいたします。
教育部からは、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、体育課及び中央学校給食共同調理場所管の各予算につきまして、緊急を要するものとしてそれぞれ補正予算を要求させていただきました。
まず、教育総務課関係ですが、小学校管理補修費の修繕料では、今年度6年振りに実施した校庭遊具の点検結果に基づく遊具修繕料6,650千円を含み8,803千円、また工事請負費では小学校3校の屋上防水改修工事費20,228千円を含み27,439千円要求するものでございます。
次に、中学校管理補修費の修繕料では、西陵中パソコン室空調機修繕と校舎の耐震補強工事により警報装置の移設・再設置が必要となったことによる修繕料を併せて1,103千円、工事請負費では南中屋内運動場他防水改修工事等として32,497千円要求するものです。
次に、資料の裏面をご覧ください。
幼稚園管理補修費では、小学校同様に実施した遊具の点検結果に基づく修繕料186千円、工事請負費として新茂原幼稚園の屋上防水改修工事等6,022千円要求するものです。
小中幼いずれも、子どもたちが安全安心な学校生活あるいは幼稚園生活を送ることができるように、緊急性と安全性の両面から実施しようとする修繕と工事でございます。
次に、学校教育課の関係ですが、幼稚園費の教育扶助費の補正です。
具体的には、私立幼稚園就園奨励費補助金において、その対象者を拡充するための費用と現申請受付段階において予算に不足が生じているため、合わせて11,575千円を歳出として要求し、歳入として国庫補助金2,777千円を要求するものです。
現在の私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則では、満3歳を迎えた時点で入園した園児の保護者は、入園した年度は補助対象とならず、補助金を受けられません。このため、補助対象の拡充について市民要望があり、議会にも陳情が出され採択されております。また、県内他市の支給状況においても9割近い自治体で、満3歳到達時で入園する園児の保護者を補助対象としているため、本市におきましても同様に支給しようとするものです。なお、この「私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則」の一部改正については、9月議会において補正予算の議決が18日の予定ですので、25日開催予定の教育委員会会議に改正案を上程する予定になっておることを申し添えます。
次に生涯学習課の関係で、長生郡市広域市町村圏組合負担金（視聴覚教材センターの運営費）において437千円の減額補正をお願いするものです。内容ですが、市町村職員の退職金は千葉県市町村総合事務組合へ支払う退職手当負担金で対応しておりますが、長生広域については今まで総合事務組合へ支払ってきた負担金が、今後の退職予定者の退職金を上回っていることが、昨年度判明しました。その調整措置として今年度から5年間、長生広域は総合事務組合へ退職手当負担金を支払わなくなったため、今年度の退職手当負担金を減額しようとするものです。
次に、市民体育館ですが、補修事業として新たに5,886千円要求いたしました。市民体育館のメインアリーナにおいて、今年6月の大雨により天井から雨漏りが少なくとも3箇所確認され、その他にも2階のギャラリー通

路とトイレで雨漏りが発生している状況にあります。このため、施設の安全面の確保の観点から補正予算で対応しようとするものです。また、施設整備維持管理費において、老朽化により競技に支障を来している卓球台について、卓球協会からも要望が寄せられたため5台を更新しようとするものです。

最後に、中央学校給食共同調理場の修繕料として880千円要求いたしました。当初予算で410万5千円の修繕料がありましたが、年度当初から多発した修繕により、予定していた修繕ができなくなっており、加えて調理機器に新たな破損が発生しているため、補正予算で対応しようとするものです。

以上9月議会での補正予算案についてご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

足立委員長 : それでは、補正予算についてご質問ご意見のある方いらっしゃいますか。
鈴木委員 : 中央学校給食共同調理場の蒸気回転釜や炊飯器ローラー、炊飯器定量洗米機のところは、要求を出しているのに対してゼロということになっていますが、こういう修繕はなくて給食の方は（問題ないですか）。

藤乗教育部次長 : 当然修繕しなければいけないんですが、この予算要求をした時点と今説明している時点でちょっと時間が経っておりますので、財政の方で内示額ゼロということにしてあるんですが、既に修繕の方は終わっております。

予算対応で工面しまして、こちらの方は対応できています。

足立委員長 : ゼロの東中学校屋外トイレ改築工事につきましては、ぜひとも来年やっていただけたらと思います。

よろしいでしょうか。無いようでございます。その他、報告事項のある方いらっしゃいますか。

高中生涯学習課長 : 図書館の関係で2点ほど報告させていただきます。

まず、図書館の利用者数ですが、7月20日にオープンしまして一月が経ちました。その間の利用者数でございますが、7月の計が来場者数7,479人、貸出者数1,956人、貸出冊数7,102冊というような状況です。その間の図書カード登録者数でございますが、市内の方が191人、市外の方が99人の登録がありました。

8月の計でございますが、来場者数が11,863人、貸出者数3,753人、貸出冊数11,706冊ということになります。8月の登録者数ですが、市内の方が178人、市外の方が86人ということでございました。この人数がどうかということで参考のために25年度、24年度の計を掲げておりますが、平均で出しますと7月8月で来場者が19,342人ということで1日あたり624人の方が来ていると。来場者数につきましては、25年度、24年度の数字が無いものですから比べられなかったんですが、そういう状況になっているということでご承知いただきたいと思っております。

それから貸出人数でございますが、31日間で5,709人。これは平均しますと184人ということになります。貸出冊数でございますが、18,808冊ということで平均で607冊ということになります。これを25年度、24年度の平均で出しますと、一番下の方に数字が載っていますが、25年度の平均は145人ですごく低いんですが、台風による休館もございました。それから減少傾向にある途中の数字でございますので、こういう結果になっていると思っております。24年度の数字は、平均で貸出人数が201人、それから貸出冊数が584冊ということになっています。この数字で見ますと、人数的にはほほど入っている状況でございます。それから貸出冊数で見ますと、一人あたりの冊数というのは増えている状況でございます。

右側の数字については、東部台の数字を含めた数字を載せておりますが、東部台の方も新図書館がオープンしてからも従来通り来ていただいております。そういう状況です。

2点目としまして、図書館の事業といたしまして、9月23日（火）の祝日でございますが、講演会を行いたい。講演でございますが、猪谷千香さんをお迎えしまして、図書館の方で開催します。開催につきまして、皆さま方にも、教育委員あるいは他の施設長にもお配りしてございますが、ぜひ講演会に来てもらいたいということで皆さま方にお知らせをするもの

- 足立委員長 : でございます。よろしく申し上げます。
このことにつきまして、ご質問ご意見のある方。
この猪谷さん、定員40名なんですよ。それだけご案内して、一般方向けに40名なのに大丈夫ですか。
- 高中生涯学習課長 : 今のところ大丈夫です。
研修室というのが、図書館の中のオープンした時に控室になったところなので、その場所でやりますので、人数が多くなればそれなりに対応が取れます。
- 足立委員長 : 他にいかがでしょうか。その他、報告事項がある方いらっしゃいますか。
報告事項が他に無いようですので、以上で第9回教育委員会会議を閉会と致します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月25日

委員長 足立 俊夫

署名委員 鎌田 俊郎

署名委員 古谷 一雄